

広島地方最低賃金審議会
令和2年度第2回 広島県自動車小売業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和2年10月20日(火)12時50分~14時13分		
開始場所	広島合同庁舎1号館附属棟2階 大会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について意見表明が求められた。</p> <p>使用者側から、「コロナ感染拡大の影響や、経営や雇用などの状況は変わっていない。賃上げに反対することはないが、リーマンショック以降、このような場合に引上げたことはない。最近では地域最賃の引上げ額を上回ったことはなく、引上げを議論する方向にない。」との意見表明があった。</p> <p>それに対して、労働者側委員からは、「大阪を目標とし、当面は福岡を目指して継続的な引上げが必要。雇用確保や事業の存続、災害対策、デジタル化が必要で、人だけに投資できないことは理解している。自動車製造業の水準を目指し5円引上げを提示したい。」との意見表明があった。</p> <p>審議を続けた結果、使用者側からは、製造と販売はベースが異なること、自動車の販売は前年割れ続きであること、これまで最賃を順調に上げてきたことや、改正の必要性ありの判断結果を考慮したとして1円引き上げ、労働者側からは、連合広島の自動車小売業の春闘の妥結結果や過去の引上げ額、未曾有の災害であることを考慮し3円の引き上げ、の意見表明がそれぞれなされた。</p> <p>しかし、双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県自動車小売業最低賃金専門部会 日 時 10月27日(火)午後2時00分~ 会 場 合同庁舎4号館2階11号会議室 主な議題 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について</p>			